

令和4年度初山別村農業委員会活動計画

I 基本方針

初山別村農業委員会は、法及びこれに基づく命令等に則り、公正かつ的確に事業を推進する。

なお、令和4年度においても新型コロナウイルス感染症の蔓延は続くことが予想されるため、感染の拡大防止対策を講じたうえで総会・会議を開催するものとする。

II 重点方針

1 農業委員会業務・農地行政等の適切な実施に向けた取り組み

農業委員会組織に対しては、農地行政等の適切な実施及び農地利用の最適化について成果が求められている。

また、担い手への農地の集積・集約を進めるために、人・農地プランの実質化に向けた地域での話し合い活動等において農業委員の参加が義務付けられている。

このため、法令業務及び農地利用の最適化の効果的な推進に向けた、農業委員に対する研修への参加及び事務局職員のスキルアップのための研修参加等を強化するとともに、法令に則った適正な農地運用制度の徹底について留意する。

令和2年度における農業委員等の改選においては青年農業者等の農業委員への登用が進んだが、今後も農業委員会及び会員との連携のもと女性・青年の登用促進活動を実施する。

加えて、農業委員会の最適化活動の目標の設定及び活動の点検・評価、議事録の整備・公開、農業委員による最適化活動の記録の徹底等に留意し、農業委員会の対外的な広報・啓発活動を一層強化することにより、法令業務の厳正な実施状況や地域における活動実態の周知を図る。

2 農政改革検討への取り組み

昨年12月に農業委員会は2度目の政策提言を初山別村長に行ったところである。農林水産省は、「人・農地など関連施策の見直しについて(取りまとめ)」に対する「対応方向」を公表した。これに基づき、担い手への農地集積・集約、優良農地の確保に向け、地域の実態に即した政策提案と予算の確保に向けて、現場の声を組みあげた活動に取り組むものとする。

3 優良農地の確保・有効利用に向けた取り組み

農業委員会による実質化した「人・農地プラン」の実現に向け、地域での話し合い活動において、農地利用の最適化が実現されるよう農業者を支援する。

また、利用状況調査、不明な農地所有者の探索など、農地法に規定される優良農地の確保のため農地中間管理機構(公益財団法人北海道農業公社)と連携のもと活動を推進する。

4 担い手の育成・確保対策の取り組みへの強化

担い手の育成・確保は、初山別村農業を持続するにあたり最も重要な課題であることから、相談活動を通じ認定農業者・農地所有適格法人等の合理的かつ効率的な農業経営を構築することを目指す。

また、実質化した人・農地プランの実現に向け、地域の中心経営体に農地を集積することを目指し、新規就農育成総合対策(雇用就農資金)の実施により新たな担い手の育成を図るものとする。

さらに、新規就農者や農業後継者など新たな担い手の確保・支援施策の検討と提案活動を実施する。

5 農地・担い手関係業務における連携の強化

農地中間管理機構(公益財団法人北海道農業公社)と連携を強化することにより、必要に応じて農地中間管理事業、特例事業(農地保有合理化事業)を活用した農地利用の最適化を図る。

さらに留萌振興局農務課・農業改良普及センター・JAるもい等と連携を深め、効率的な担い手の育成・確保に努めるものとする。

6 農業者年金推進対策の強力な実施

農業者年金制度は、担い手対策の一環であると同時に、農業者の老後生活の安定にとって重要な制度であり、本村農業者にとって欠くことのできない制度となっている。

全国段階では、令和3年度から新たな加入者確保を目標とする運動が提起され、初山別村でもこれに呼応して、積極的に推進し3名の新規加入者を見たところである。

令和4年度からの新たな運動においても、引き続き新規加入者の目標が示され、これまでと同様に青年層と女性の被保険者割合の拡大を目指し、本農業委員会では、目標達成のため積極的な加入推進活動を展開する。

また、JAるもいと連携し農業委員会・JAにおける農業者年金制度の適切かつ円滑な運用に努めるため積極的に研修会に参加する。

Ⅲ 事業計画

1 諸会議の開催

- (1) 総会の開催予定
8回の開催を目途とする。
- (2) 委員協議会の開催予定
8回の開催を目途とする。
- (3) 年金協議会の開催予定
代議員会、役員会を、概ね3回開催する。研修会を開催する。

2 農業委員会業務相互の連絡調整

農業者からの相談に応じるとともに、農業委員及び職員に対する講習及び研修会に参加する。

- (1) 全道農業委員会長・事務局長会議、研修会への参加
- (2) 市町村農業委員研修会への参加
- (3) 市町村農業委員会職員研修会への参加
- (4) 女性・若手農業委員確保対策の推進
- (5) 農業委員会活動の報告と検証と対外的な広報・啓発活動の推進
- (6) 留萌地方農業員会連合会との連携・協力

3 農地に関する情報の収集、整理及び提供業務

農地台帳(農業委員会サポートシステム)を適切に運用し、初山別村等関係行政機関、及び農地中間管理機構に対し農地に関する情報を提供する。

また、農用地の確保・保全、認定農業者等への農用地の利用集積、農地有効利用促進のための諸対策、事業を推進する。

- (1) 市町村農業委員会農地関係業務担当職員研修会への参加
- (2) 交換分合技術研修会への参加
- (3) 農地中間管理事業推進法・農地法・農業経営基盤強化促進法等の研修参加
- (4) 農地中間管理事業等の農地集積・集約関連事業及び農地業務関係団体との連携による農地流動化・有効利用対策の推進
- (5) 初山別村農地流動化加速的推進事業の推進

4 農業経営を営み又は営もうとする者に対する支援業務

新規就農育成総合対策(雇用就農資金)の活用を推進するとともに、新規参入希望者及び新規参入者への助言・支援を進めつつ公益財団法人北海道農業公社(北海道担い手育成センター)との連携を密にし、就農希望者の農地取得やあっせんなど活動を推進する。

- (1) 初山別村地域担い手育成センター及び初山別村地域担い手育成総合支援協議会並びにサポートチームへの支援を進める
- (2) 新規就農総合支援事業の支援を進める。
- (3) 農業みらい開拓事業の支援に努める。

5 法人化の支援、その他農業経営の合理化支援業務

農業経営の法人化の推進については、農業経営者サポート事業の実施主体である公益財団法人北海道農業公社との連携のもと、法人設立に関する研修会に参加のうえ、設立に関する相談対応等を行う。

また、農業者年金制度の理解促進及び普及推進のために、研修会を開催するとともに、農業者へ資料の配付等を行う。

- (1) 認定農業者の育成確保と農地所有適格法人の設立・運営への支援等対策の推進

- (2) 家族経営協定の普及、担い手育成・経営確立に関する諸対策の推進
- (3) 農の雇用事業の推進
- (4) 農業者年金制度の啓発普及、新規加入対策の推進。経営移譲年金受給者管理。

6 農業一般に関する調査及び情報の提供業務

農地価格や農作業労賃などの基礎的な調査・研究をJAるもいと連携して行い、農業者等に対し、情報提供活動を行う。

- (1) 田畑売買価格調査、小作料調査、その他農地関係基礎調査の実施
- (2) 農地、担い手、経営対策等、構造政策の推進に関する調査の実施
- (3) 初山別村農業員会だよりの発行
- (4) 「全国農業新聞」の普及推進
- (5) 「全国農業図書」の普及推進
- (6) 初山別村ホームページでの情報提供

7 農地法その他の法令の規定により本農業委員会が行うとされた業務

以下の法令に基づく所掌事項を審議・処理する。

- (1) 農地法に基づく事項
- (2) 農業経営基盤強化促進法に基づく事項
- (3) 農業振興地域整備法に基づく事項
- (4) 土地改良法に基づく事項

8 農政対策の推進

農業生産力の増進及び農業経営の合理化のための諸制度・施策の具体化等、必要な以下の農政対策を推進する。

- (1) 農地・農業委員会制度への組織対応
- (2) 新たな食糧・農業・農村基本計画に基づく経営所得安定・自給率向上対策等の実現に向けた諸制度・施策の確立対策
- (3) 農業予算・農業委員会関係予算対策
- (4) 農地・農業経営に関する税制対策(贈与税の納税猶予、不動産取得税の徴収猶予に関する管理)
- (5) その他、担い手・農地対策を中心とした関係諸対策